

3 電子入札導入に伴う変更点

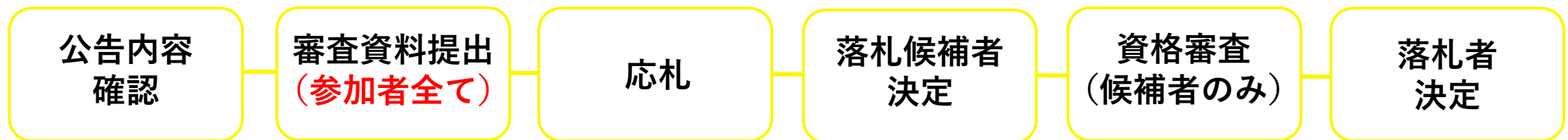
資格審査資料の提出

資格審査とは、条件付一般競争入札において入札参加資格や履行実績について確認するための審査のことです。応札前に資格を確認する事前審査方式と応札後に落札候補者に決定した者のみを審査する事後審査方式がありますが、**いずれの場合も資格審査書類の提出は、開札前の指定期日までに提出していただきます。**

事前審査方式の場合



事後審査方式の場合



資格審査資料提出時の注意点

! 資料提出期限後の再提出や追加提出は認めません

前ページにもあるとおり、資格審査資料は、事前審査、事後審査にかかわらず、**開札前の資料提出期限内に提出された資料を審査**します。審査をする前であっても、提出期限を過ぎている場合は**再提出や追加提出は認めません**。ただし、提出期限内であって資料に誤り等があり、再提出を希望する場合は、電話で再提出の申し出を行ってください。

! 資料提出期限後の資料内容の変更は認めません

提出期限を過ぎた後に、原則として、**提出した資料の内容の変更は認めません**。

配置予定技術者届などは、**あらかじめ複数名で届け出る（3人まで提出可）**など、よく検討の上、提出してください。

※提出期間内での再提出は可能ですので、変更する場合は入札担当課までお問い合わせください。

特に事後審査方式による場合は、落札候補者決定後に審査をしますが、資格確認は、開札前の提出期限までに提出された資料で審査します。資料追加や再提出は、事後審査の前であっても提出期限後は認めません。

提出前に必ずよくご確認のうえ、提出してください。